

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税課税情報ファイル 1 / 4

個人住民税情報ファイル			
No.	項目名		
1	利用団体コード	61	源泉税額
2	職課年度	62	拡張-所得控除
3	住民コード	63	超短期課税標準
4	履歴番号	64	超短期市町所得割
5	資料区分	65	超短期県所得割
6	資料番号(冊番号)	66	株式譲渡(非公開)課税標準
7	資料番号(番号)	67	株式譲渡(非公開)市町所得割
8	資料番号(枝番)	68	株式譲渡(非公開)県所得割
9	無効区分	69	株式譲渡(上場分)課税標準
10	国税通知書番号	70	株式譲渡(上場分)市町所得割
11	課税区分	71	株式譲渡(上場分)県所得割
12	漁業所得(内数)	72	拡張-課税標準
13	利子(所得税)	73	拡張-市町所得割
14	配当(所得税)	74	拡張-県所得割
15	配当所得(控除あり)	75	寄附金基本控除額市町村
16	配当所得(控除なし)	76	寄附金基本控除額県
17	特定配当(内数)	77	寄附金特例控除額市町村
18	一般外貨(内数)	78	寄附金特例控除額県
19	外貨以外(内数)	79	寄附金控除額市町村
20	前職分給与収入(内数)	80	寄附金控除額県
21	給与収入(一部特徴)	81	未控除分配割割控除額市
22	給与所得(一部特徴)	82	未控除分配割割控除額県
23	超短期所得	83	未控除分株式譲渡割控除額市
24	株式譲渡所得(非公開)	84	未控除分株式譲渡割控除額県
25	株式譲渡控除	85	未控除分株式譲渡割控除額
26	退職所得(所得税)	86	配株不足額市税
27	変動所得前2年分	87	配株不足額県税
28	配当割控除額	88	配株不足額合計
29	株式譲渡割控除額	89	配株充当額合計
30	拡張-所得	90	配株還付額合計
31	本人専従者	91	市町差引前所得割
32	金額(専給控除)	92	併徴配株充当合計
33	拡張-扶養	93	併徴年特市所得割
34	年金特徴開始月	94	併徴年特県所得割
35	年金特徴終了月	95	併徴年特市均等割
36	特徴仮算フラグ	96	併徴年特県均等割
37	通知コード	97	併徴年特合計
38	通知書発行日	98	併徴年特配株充当合計
39	法定納期限等	99	市町過年度増分所得割
40	他給与区分	100	県過年度増分所得割
41	分離短期一般特例条文	101	市町過年度増分均等割
42	分離短期特定特例条文	102	県過年度増分均等割
43	分離長期一般特例条文	103	所得税金額控除前
44	分離長期優良特例条文	104	普徴充当額
45	分離長期特定特例条文	105	特徴充当額
46	分離長期居住特例条文	106	年金特徴充当額
47	拡張-特例条文	107	事業所コード
48	寄付金控除(所得税)	108	異動年月日
49	控除額合計(所得税)	109	処理区分
50	住宅取得控除	110	更正理由区分
51	外国税額控除(所得税)	111	月割税額
52	減免(所得税)	112	合計税額
53	政党等寄付金	113	処理日
54	配当控除(所得税)	114	異動前月割税額
55	電子証明書等特別控除(所得税)	115	異動前合計税額
56	所得税の課税所得金額	116	異動前処理日
57	寄附金額	117	異動前事業所コード
58	所得税額(税額控除前)	118	整理番号
59	所得税額(定率減税前)	119	合併前利用団体コード
60	所得税額(定率減税後)	120	更新職員番号
		121	更新処理年月日
		122	更新処理時刻
		123	イメージ番号
		124	配当株式(所得税)
		125	拡張-所得
		126	拡張-扶養
		127	株式譲渡特例条文
		128	拡張-所得控除
		129	拡張-金額
		130	拡張-コード
		131	パンチカナ氏名
		132	パンチ生年月日元号
		133	パンチ生年月日
		134	パンチ性別
		135	パンチ給与所得
		136	パンチ配偶者特別控除額
		137	パンチ控除額合計(所得税)
		138	パンチ年金収入
		139	パンチ源泉税額
		140	給報摘要欄
		141	金額
		142	被扶養者住民コード
		143	番号
		144	否認区分
		145	氏名
		146	年齢
		147	性別
		148	続柄
		149	配偶者控除区分
		150	配偶者特別控除区分
		151	扶養控除区分
		152	障害者区分
		153	専従者区分
		154	専従給与収入額
		155	家屋数区分
		156	賦課地課税区分
		157	継続区分
		158	非課税事由
		159	遮信区分
		160	拡張-コード
		161	世帯コード
		162	世帯主コード
		163	カナ氏名
		164	住所
		165	方書
		166	賦課地
		167	生年月日元号
		168	生年月日
		169	住民区分
		170	住民増減異動日
		171	住民となった異動日
		172	台帳番号
		173	調査
		174	申告調査区分
		175	申告書出力区分
		176	証明発行区分
		177	別世帯区分
		178	郵便番号
		179	自治会コード
		180	SEQ
		181	メモコード
		182	メモ内容
		183	第294条3項該当区分
		184	住民票登録地住所

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税課税情報ファイル 2 / 4

185	住民票登録地方書	247	山林所得	309	生活保護開始
186	徴収区分	248	山林控除	310	生活保護終了
187	備考	249	退職所得	311	特徴開始月
188	レコード区分	250	変動所得前2年分	312	特徴終了月
189	都道府県コード	251	変動所得当年分	313	普徴開始期
190	市町村コード	252	臨時所得	314	普徴終了期
191	特別徴収義務者コード	253	繰越控除純損失総所得	315	税額決定区分
192	通知内容コード	254	繰越控除純損失超短期	316	非課税所得区分
193	特別徴収制度コード	255	繰越控除純損失土地	317	減免区分
194	作成日	256	繰越控除純損失短期	318	課非区分
195	年金保険者用整理番号	257	繰越控除純損失長期	319	通知書発行区分
196	年金コード	258	繰越控除純損失山林	320	給報乙欄
197	氏名カナ	259	繰越控除雑損失	321	給報就退職区分
198	シフトコード	260	肉用牛免税所得	322	給報就退職年月日
199	氏名漢字	261	肉用牛免税以外	323	株式譲渡所得
200	住所カナ	262	肉用牛売却価格	324	損害保険区分
201	住所漢字	263	商品先物取引	325	損害保険料
202	各種区分	264	みなし法人農業所得	326	長期損害保険料
203	処理結果	265	みなし法人不動産所得	327	特例条文
204	各種年月日	266	みなし法人その他事業所得	328	扶養人数年少
205	特別徴収区分	267	みなし法人医者報酬	329	第30表集計区分
206	媒体コード	268	みなし法人事業主報酬	330	配偶者特別控除
207	回付先区分	269	みなし法人過大報酬	331	生命保険控除
208	進捗区分	270	みなし法人損失	332	個人年金控除
209	付設区分	271	みなし法人非課税所得	333	基礎控除
210	受給者番号	272	非課税所得	334	老年者控除
211	年税額	273	資産合算区分	335	寡婦・寡夫・特寡控除
212	営業所得等	274	資産合算主区分	336	勤労学生控除
213	農業所得	275	雑損控除	337	本人障害控除
214	その他事業所得	276	医療費控除	338	本人特別障害控除
215	不動産所得	277	社会保険控除	339	配偶者一般控除
216	利子所得	278	小規模共済	340	配偶者老人控除
217	配当所得	279	生命保険区分	341	配偶者特別障害控除
218	証券	280	生命保険料	342	扶養一般控除
219	給与収入	281	個人年金	343	扶養老人控除
220	専従者給与収入(内数)	282	専従者事業区分	344	扶養同居老人控除
221	給与特定支出控除	283	青白区分	345	扶養障害控除
222	給与所得	284	専従配偶者	346	扶養特別障害控除
223	年金区分	285	専従者その他	347	扶養同居特別障害控除
224	年金収入	286	金額(専給控除)	348	扶養特定控除
225	年金所得	287	所得税額(定率減税後)	349	控除合計
226	雑所得(その他)	288	外国税額限度額	350	寄付金控除額
227	総合譲渡短期所得	289	本人障害者	351	扶養加算金
228	総合譲渡短期控除	290	本人夫有り・未成年	352	損害保険控除額
229	総合譲渡長期所得	291	本人老年者	353	株式課税標準
230	総合譲渡長期控除	292	本人寡婦・寡夫・特寡	354	株式市町所得割
231	総合譲渡一時所得	293	本人勤労学生	355	株式県所得割
232	総合譲渡一時控除	294	配特控除区分	356	上場株式等(配当)課税標準
233	土地等事業雑	295	配偶者給与所得	357	上場株式等(配当)市町村所得割
234	特定株式(内数)	296	配偶者所得	358	上場株式等(配当)県所得割
235	分離譲渡短期一般所得	297	扶養その他	359	総所得課税標準
236	分離譲渡短期一般控除	298	扶養特定	360	総所得市町所得割
237	分離譲渡短期特定所得	299	扶養老人	361	総所得県所得割
238	分離譲渡短期特定控除	300	扶養同居老親	362	土地課税標準
239	分離譲渡長期一般所得	301	扶養普通障害	363	土地市町所得割
240	分離譲渡長期一般控除	302	扶養特別障害	364	土地県所得割
241	分離譲渡長期優良所得	303	扶養同居特別障害	365	商品先物取引課税標準
242	分離譲渡長期優良控除	304	課税資料区分	366	商品先物取引市町所得割
243	分離譲渡長期特定所得	305	資産合算計算区分	367	商品先物取引県所得割
244	分離譲渡長期特定控除	306	みなし法人計算区分	368	短期一般課税標準
245	分離譲渡長期居住所得	307	平均課税計算区分	369	短期一般市町所得割
246	分離譲渡長期居住控除	308	生活保護区分	370	短期一般県所得割

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税課税情報ファイル 3 / 4

371	短期特定課税標準	433	強制変更フラグ	495	老年経過措置控除県
372	短期特定市町所得割	434	配当割控除	496	調整控除市
373	短期特定県所得割	435	市町配当割控除額	497	調整控除県
374	長期一般課税標準	436	県配当割控除額	498	みなし事業主報酬
375	長期一般市町所得割	437	未控除分配当割控除額	499	みなし事業主報酬控除
376	長期一般県所得割	438	株式譲渡割控除	500	みなし事業主報酬所得
377	長期優良課税標準	439	市町株式譲渡割控除額	501	みなし課税標準
378	長期優良市町所得割	440	県株式譲渡割控除額	502	みなし市町所得割
379	長期優良県所得割	441	未控除分株式譲渡控除額	503	みなし県所得割
380	長期特定課税標準	442	繰越控除純損失株式譲渡	504	みなし過大課税標準
381	長期特定市町所得割	443	繰越控除純損失上場配当	505	みなし過大市町所得割
382	長期特定県所得割	444	繰越控除純損失長期居住	506	みなし過大県所得割
383	長期居住課税標準	445	繰越控除純損失先物取引	507	連番
384	長期居住市町所得割	446	市町村差引前所得割	508	普徴合計
385	長期居住県所得割	447	県差引前所得割	509	市均等割普徴1期
386	山林課税標準	448	資格区分	510	市均等割普徴
387	山林市町所得割	449	2 9 4 条区分	511	県均等割普徴
388	山林県所得割	450	3 1 1 条区分	512	県均等割普徴合計
389	退職課税標準	451	平均課税区分	513	市所得割普徴1期
390	退職市町所得割	452	4 表区分	514	市所得割普徴
391	退職県所得割	453	5 表区分	515	市所得割普徴合計
392	みなし法人課税標準	454	2 1 表区分	516	県所得割普徴
393	みなし法人市町所得割	455	2 2 表区分	517	県所得割普徴合計
394	みなし法人県所得割	456	3 0 表区分	518	特徴合計
395	合計所得金額	457	3 1 表区分	519	市均等割特徴
396	総所得金額等	458	階層市	520	市均等割特徴合計
397	総所得金額	459	階層県	521	県均等割特徴
398	資産合算個人市町所得割	460	老年者経過フラグ	522	県均等割特徴合計
399	資産合算個人県所得割	461	超短期	523	市所得割特徴
400	算出調定市町所得割	462	年金控除	524	市所得割特徴合計
401	算出調定県所得割	463	株式譲渡所得(上場分)	525	県所得割特徴
402	特別所得市町所得割	464	上場株式等の配当所得	526	県所得割特徴合計
403	特別所得県所得割	465	寡婦控除	527	併徴年金市町所得割
404	税控除市町所得割	466	特別寡婦控除	528	併徴年金県所得割
405	税控除県所得割	467	寡夫控除	529	併徴年金市町均等割
406	外国税控除市町所得割	468	配偶者特別控除(有)	530	併徴年金県均等割
407	外国税控除県所得割	469	配偶者特別控除(無)	531	併徴年金合計
408	算出合計税市町均等割	470	扶養人数計	532	年金特徴
409	算出合計税県均等割	471	扶養加算数	533	年金仮徴収合計
410	算出合計税市町所得割	472	本人その他障害者	534	年金本徴収合計
411	算出合計税県所得割	473	本人特別障害者	535	市均等割年特
412	税額調整市町所得割	474	商品先物課税標準	536	市均等割仮徴合計
413	税額調整県所得割	475	商品先物市町所得割	537	市均等割本徴合計
414	減免オプション	476	商品先物県所得割	538	市均等割年特合計
415	市町所得割減額 1	477	算出合計市町所得割	539	県均等割年特
416	市町税額減額 1	478	算出合計県所得割	540	県均等割仮徴合計
417	市町所得割減額 2	479	算出合計市町均等割	541	県均等割本徴合計
418	市町税額減額 2	480	算出合計県均等割	542	県均等割年特合計
419	市町差引均等割	481	市町税額減額	543	市所得割年特
420	県差引均等割	482	県税額減額	544	市所得割仮徴合計
421	市町差引所得割	483	市町所得割減額	545	市所得割本徴合計
422	県差引所得割	484	県所得割減額	546	市所得割年特合計
423	普徴	485	特別減税市町	547	県所得割年特
424	普徴現年度随時期	486	特別減税県	548	県所得割仮徴合計
425	普徴過年度随時期	487	特別減税後市町所得割	549	県所得割本徴合計
426	特徴	488	特別減税後県所得割	550	県所得割年特合計
427	端数市町	489	併徴市町所得割	551	年金普徴
428	端数県	490	併徴県所得割	552	年金普徴合計
429	特徴事業所コード	491	併徴市町均等割	553	市均等割年普1期
430	併徴市町均等割	492	併徴県均等割	554	市均等割年普
431	併徴合計	493	未使用	555	県均等割年普
432	併徴課税標準	494	老年経過措置控除市	556	県均等割年普合計

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税課税情報ファイル 4 / 4

557	市所得割年普1期
558	市所得割年普
559	市所得割年普合計
560	県所得割年普
561	県所得割年普合計
562	市均等割減免額
563	県均等割減免額
564	市所得割減免額
565	県所得割減免額
566	均等割区分
567	拡張-金額

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(2)あて名情報ファイル

宛名情報			
No.	項目名		
1	利用団体コード	61	災害避難場所コード
2	住民コード	62	転入前市町村コード
3	基本情報異動SEQ	63	転入前住所郵便番号
4	停止フラグ	64	転入前住所
5	住民票コード	65	転入前方書
6	異動業務区分	66	通称現住所コード
7	異動事由コード	67	通称本番
8	異動日	68	通称枝番
9	届出日	69	通称小枝番
10	一全区分	70	通称小小枝番
11	住民区分	71	通称住所
12	産業分類コード	72	通称方書
13	増事由コード	73	管理コード
14	住民増異動日	74	新住民コード
15	住民増届出日	75	転出先コード
16	減事由コード	76	合併前市町村コード
17	住民減異動日	77	住民票異動SEQ
18	住民減届出日	78	個人番号
19	住民となった異動日	79	管轄コード
20	住民となった届出日	80	連番
21	帰化日	81	電話区分
22	カナ氏名	82	市外局番
23	氏名	83	局番
24	生年月日元号	84	番号
25	生年月日	85	内線
26	死亡日元号	86	有効期間から
27	死亡日	87	有効期間まで
28	性別	88	納付方法コード
29	続柄	89	金融機関コード
30	混合続柄	90	支店名コード
31	保護者コード	91	預金種別コード
32	保護者続柄	92	口座番号
33	カナ屋号	93	名義人(カナ)
34	屋号	94	名義人住民コード
35	世帯コード	95	更新職員番号
36	代表者カナ	96	更新処理日
37	代表者氏名	97	科目コード
38	混合世帯主カナ	98	送付先住民コード
39	混合世帯主名	99	送付先郵便番号
40	世帯内ソートキー	100	送付先住所
41	混合世帯内ソートキー	101	送付先方書
42	住定日	102	送付先カナ氏名
43	住定届出日	103	送付先氏名
44	郵便番号	104	管理人区分
45	住所区分	105	管理人住民コード
46	市町村コード	106	脱退事由コード
47	大字コード	107	納付組合コード
48	本番	108	送達区分
49	枝番	109	宛先
50	小枝番	110	開始日
51	小小枝番	111	閉鎖日
52	マンションコード	112	閉鎖事由コード
53	棟コード	113	送信拒否開始時間
54	部屋コード	114	送信拒否終了時間
55	住所	115	外国人登録番号
56	方書	116	公称カナ
57	小学校区コード	117	公称名
58	中学校区コード	118	併記名
59	投票区コード	119	国籍
60	自治会コード	120	在留資格
		121	在留期間
		122	関連人区分
		123	関連人住民コード
		124	関連人郵便番号
		125	関連人住所
		126	関連人方書
		127	関連人カナ氏名
		128	関連人氏名
		129	関連人所属
		130	関連人肩書
		131	Eメールアドレス
		132	通称区分
		133	氏名連動区分
		134	国籍等
		135	外国人住民となった異動日
		136	外国人住民となった届出日
		137	30条45規定区分
		138	在留期間等
		139	在留期間の満了の日
		140	在留カード等の番号
		141	更新処理時刻
		142	代表住民コード
		143	同一人物住民コード
		144	名寄区分
		145	事由
		146	職員番号
		147	処理日
		148	処理時間
		149	メモ
		150	有効期限
		151	発送番号
		152	発送日
		153	帳票区分
		154	送付形態区分
		155	送付先区分
		156	宛先住民コード
		157	宛先履歴番号
		158	送付先科目コード
		159	送付先納付番号
		160	送付先帳票区分
		161	送付先履歴SEQ
		162	返送日
		163	返送事由コード
		164	返送備考
		165	結果(処分)区分
		166	処分日
		167	再発送日
		168	再発送番号
		169	調査日
		170	調査枝番
		171	調査コード
		172	調査内容
		173	調査員
		174	調査所管
		175	他市照会

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)における提供先一覧

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
厚生労働大臣	番号法別表第2の1項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
全国健康保険協会	番号法別表第2の2項	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定めるもの
健康保険組合	番号法別表第2の3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	番号法別表第2の4項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
全国健康保険協会	番号法別表第2の6項	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	番号法別表第2の8項	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	番号法別表第2の9項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	番号法別表第2の11項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の16項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	番号法別表第2の18項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	番号法別表第2の23項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	番号法別表第2の26項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	番号法別表第2の27項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	番号法別表第2の28項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第2の29項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の31項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
日本私立学校振興・共済事業団	番号法別表第2の34項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第2の35項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法別表第2の37項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
国家公務員共済組合	番号法別表第2の39項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
国家公務員共済組合連合会	番号法別表第2の40項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長又は国民健康保険組合	番号法別表第2の42項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	番号法別表第2の48項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の54項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	番号法別表第2の57項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
地方公務員共済組合	番号法別表第2の58項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法別表第2の59項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	番号法別表第2の61項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	番号法別表第2の62項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	番号法別表第2の63項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の64項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者に現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	番号法別表第2の65項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表第2の66項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	番号法別表第2の67項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	番号法別表第2の70項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表第2の71項	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号法別表第2の74項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
後期高齢者医療広域連合	番号法別表第2の80項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	番号法別表第2の84項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	番号法別表第2の87項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
厚生労働大臣	番号法別表第2の91項	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	番号法別表第2の92項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	番号法別表第2の94項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法別表第2の97項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	番号法別表第2の101項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
農林漁業団体職員共済組合	番号法別表第2の102項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
独立行政法人農業者年金基金	番号法別表第2の103項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
独立行政法人日本学生支援機構	番号法別表第2の106項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	番号法別表第2の107項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の108項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法別表第2の113項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	番号法別表第2の114項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
平成23年法律第56号附則第23条第1項第3号に規定する存続共済会	番号法別表第2の115項	平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	番号法別表第2の116項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	番号法別表第2の117項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
都道府県知事	番号法別表第2の120項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
特別徴収義務者・企業	番号法第19条第1号	特徴税額決定情報を特別徴収義務者が把握するため
税務署	番号法第19条第8号	扶養控除否認事項を税務署にて把握するため

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)における移転先一覧

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
幼児保育課 子ども若者支援課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
子ども若者支援課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
健康推進課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
福祉課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務で
福祉課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
収納課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
都市計画課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
保険医療課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
福祉課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
都市計画課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
防災危機管理課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
子ども若者支援課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
福祉課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
子ども若者支援課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
子ども若者支援課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
子ども若者支援課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
福祉課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
健康推進課 保険医療課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
子ども若者支援課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
保険医療課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
福祉課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
福祉課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

健康推進課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
福祉課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
子ども若者支援課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
保険医療課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
保険医療課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第2項	知多市母子家庭等医療費の支給に関する条例の規定に基づく医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
保険医療課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第2項	後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
子ども若者支援課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第2項	知多市遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

※知多市条例は「知多市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例(平成27年知多市条例第32号)」をいう。